

～キラリと光るまち ひのちょう～

広報 ひの

おしらせ版
2011年1月5日号
No. 562

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

障害者控除対象証明書など 確定申告に必要な証明書の 発行手続きはお済みですか

▶障害者控除対象証明書

身体障害者手帳などを持っていない人で、要介護認定（要支援を除く）を受けている人は、申請により障害者控除対象証明書を交付します。

認定書は、確定申告など所得控除を受ける場合に必要です。認定書の交付を希望する人は、役場健康福祉課へ申請してください。

対象 平成22年中に要介護認定を受けている人で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていない要介護1～5までの人

▶おむつ証明

平成22年中におむつを使用している要介護者で、おむつの医療費控除を前年に引き続き受ける人は、町が発行する証明書とおむつ代の領収書で医療費控除が受けられます。

対象 寝たきりかつ尿失禁の可能性がある人（主治医意見書に尿失禁の記載がある場合に限る）※初回は医師が発行する証明書が必要です。

費用 どちらも無料

問合せ 役場健康福祉課 担当 景山政之（電話 72-0334）

機械・器具など償却資産は 申告が必要です

会社や個人が工場や商店、農業を営み、その事業のために使う機械、器具、備品などの資産（償却資産）を所有する人は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（新規購入・廃棄など）を所

在市町村へ申告することになっています。

詳しくは、担当にお問い合わせください。

対象外の償却資産 ①耐用年数1年未満②取得価格が10万円未満③自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など

提出期限 1月31日（月）
問合せ 役場住民課 担当 瀬崎将太（電話 72-0333）

国民年金保険料の納付を お忘れなく

国民年金の給付には、老後の生活保障である「老齢基礎年金」だけでなく、思わぬ事故などにより障害が残ったときには「障害基礎年金」が、生計を維持している人が亡くなったときは妻や子に「遺族年金」が支給されます。

皆さんや家族が将来、年金を受け取ることができるよう保険料は忘れずに納付してください。

また、国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 米子年金事務所（電話 0859-34-6111）

～環境省エコチル調査～ 子どもの発育に関する 全国調査にご協力いただける 妊娠中の人を募集します

エコチル調査（環境省が取り組む「子どもの健康と環境に関する全国調査」）の参加者を募集します。

この調査は、化学物質・生活環境が子どもの発育にどのような影響を与えるのか科学的に明らかにするものです。ご協力をお願いし

健康福祉センターからお知らせ

寒い時期は脳卒中の発症に注意

◆1月20日は大寒、1年で最も寒くなると言われています。寒い時期は脳卒中の発症が、暑い時期の1.5倍になります。

◆暖かい場所から急激に寒いところに移動すると、心臓に負担がかかるか、血圧が急上昇し脳卒中を引き起こす場合があります。

◆トイレやお風呂の脱衣場などは暖かくし、温度の差がないようにしましょう。

ます。

募集対象 県西部在住の8月1日以降に出産予定の妊婦

調査内容 ①登録（同意書記入）
②妊娠中のアンケート、採血など
③出産時のアンケート、採血、へその緒の血液採取など

④13歳になるまでアンケート、発育および健康状態の把握

※詳しくは、協力医療機関（米子市内の7カ所の医院・病院）で説明があります

その他 ▼育児相談、必要時の病院紹介▼協力に対して金券を贈呈

問合せ エコチル調査鳥取ユニットセンター（電話 0859-38-6366）

未接種の予防接種は 対象年齢内に受けましょう

予防接種は、自分や家族、他人を感染症から守る効果的な方法です。未接種の予防接種は、対象年齢内に早めに接種してください。

特に、麻しん（はしか）・風しん、二種混合が未接種の人は早めに接種しましょう。

なお、接種する際は、母子健康手帳で未接種を確認し、予診票、母子健康手帳を持参してください。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

【平成22年度接種対象者】

●麻しん・風しん（MR）

第1期▶生後12カ月～24カ月未満

第2期▶保育所年長児相当

第3期▶中学1年生相当

第4期▶高校3年生相当

●二種混合（ジフテリア・破傷風）

▶11歳以上13歳未満

●日本脳炎の予防接種も再開しています。

問合せ 町健康福祉センター 担当 渡辺江理（電話 72-1852）

**雪の中で遊びませんか
スキー・スノーボード教室
1月30日(日)**

スキー・スノーボード教室に参加して、雪の中で遊びませんか。

初心者から中級者まで、講師が親切丁寧に指導します。

日時 1月30日(日)

集合時間 ▼町公民館：午前7時50分 ▼町役場：午前8時10分

場所 奥大山スキー場(江府町)

募集コース ▶スキーコース▶スノーボードコース

対象者 小学生1～6年生、中学1～2年生とその保護者※小学校低学年は保護者同伴

定員 25人

参加費 500円※別途リフト代、レンタル料(必要な人のみ)がかかります

持ち物 弁当・水筒・手袋・帽子・着替え・タオルなど

申込み 参加申込書を町教育委員会または町公民館に提出(ファクシミリ可)

申込締切 1月14日(金)

問合せ 町教育委員会 担当

稲田いずみ(電話 72-2107)

**ふぐ処理師試験の
お知らせ**

次のとおり、平成22年度ふぐ処理試験を行います。

試験日時 1月26日(水)

(学科試験) 午前10時から正午まで

(実技試験) 午後1時から

試験会場 伯耆しあわせの郷(倉吉市小田458番地)

試験科目 ①衛生関係法規

②公衆衛生学(※)

③食品衛生学(※)

④ふぐの種類およびふぐ毒に関する知識

⑤ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む)

※調理師免許証の有資格者は免除
受験願書受付期間 1月13日(木)必着

受験願書提出先 鳥取県西部総合事務所生活環境局

受付願書添付資料 写真および各

家庭・地域・保育所・学校が連携して、
心豊かな日野っ子を育てよう

日野町教育講演会

1月23日(日) 午後2時～

会場：町文化センター

日野町が進めようとしている“保小中一貫教育”について、一緒に考えてみませんか。

【演題】

**地域に根ざす保小中一貫教育
～0歳から15歳まで、子どもは地域の宝～**

【講師】

大阪教育大学 野口 克海 さん

▶どなたでも参加できます。

▶入場 無料

▶希望により、託児を行います。

【問合せ】町教育委員会(電話 72-2107)

種証書類

受付手数料 9,040円(別途実技試験用ふぐ代金が必要)

合格者の発表 2月10日(木)

付で受験者全員に結果通知送付および鳥取県くらしの安心推進課ホームページに掲載

受験資格など問合せ

鳥取県西部総合事務所生活環境局(電話 0859-31-9321)

**笑って健康、笑って長生き
県高齢者健康づくり推進大会
1月27日(木)**

鳥取県高齢者健康づくり推進大会東部地区大会が開かれます。

日時 1月27日(日)

▶開場：午後1時

▶開会：午後1時30分

会場 さざんか会館5階大会議室(鳥取市富安2-104-2)

内容 ▼講演「笑って健康、笑って長生き」講師：立川らく朝さん(落語家・医学博士) ▼演芸：民謡歌手 佐藤松弘美さんとその社中

申込み 参加申し込み不要

参加費 無料

問合せ 鳥取県後期高齢者医療広

域連合(東伯郡湯梨浜町大字龍島500 電話 0858-32-1095)

**1月の行政相談日
1月12日(水)**

皆さんの身の回りで、役所の仕事や手続き・サービスなどについて、▶苦情・困っていることがある▶苦情を申し出たが納得いかない▶どこに相談してよいかわからないなどはありませんか。お気軽にご相談ください。

日時 1月12日(水) 午前9時～正午

場所 山村開発センター小会議室

問合せ 行政相談員 小谷 学さん(野田)(電話 72-0069)

**1月の税金納付について
納期限：1月31日(月)**

1月の税金納付についてお知らせします。納期限内の納付にご協力ください。

◆町県民税 第4期

◆国民健康保険税 第7期

◆介護保険料 第7期

◆後期高齢者医療保険料 第7期

納期限 1月31日(月)

期間中に正しい申告を 2月16日～3月15日 確定申告・町県民税の申告

平成22年分所得税の確定申告および平成23年度町県民税の申告の時期になりました。

この申告に基づき、平成22年分所得税額と所得を確定するとともに、平成23年度の町県民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの税額・料金を算定する大切な申告となりますので、必ず期間内に申告をしてください。

◆申告が必要な人

- ①商業・工業・農業などの事業を営んでいる人
- ②株式などの配当、家賃、地代などの収入がある人
- ③土地、建物などの資産を売り、その収入がある人
- ④給与所得者の所得税は、年末調整によって精算されますので確定申告の必要はありませんが、次のような人は申告が必要です。
ア. 給与の年収が2,000万円を超える人 イ. 2カ所以上から給与を受けている人 ウ. 給与所得者で年末調整以外に収入のある人 エ. 雑損控除などの所得控除を受けようとする人
- ⑤公的年金所得のみの人で、次に該当する人
ア. 生命保険料控除や医療費控除などの所得控除を受ける人 イ. 公的年金を複数を受けている人
- ⑥個人年金の受取りのある人
- ⑦生命保険の満期返戻金など受取りのある人
- ⑧住宅の取得・増改築などにより、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を新たに受けられる人
※①から⑧以外でも申告が必要となる場合もあります。
なお、未申告の場合は、所得証明などの証明書の発行ができないほか、国民健康保険税などの軽減措置が受けられなくなりますので、該当する人は必ず申告してください。

◆申告に必要なもの（該当するものは必ず持参してください。詳しくはお問い合わせください）

- ①印かん（申告書は認め印で可。所得税の納付方法を新規に口座振替にする場合は、金融機関の届け出印が必要です。）
- ②税務署から申告書が送付された人は、その申告書と同封の書類
- ③事業所得などがある人は、収入金額および経費をまとめたもの（農業所得用の収支内訳書準備表は、役場住民課または黒坂支所にありますのでご利用ください）
- ④給与、年金などがある人は源泉徴収票
- ⑤医療費控除を受ける人は、平成22年中に支払った医療費の領収書と保険などで補てんされた金額の明細書 ※医療費の領収書は、医療を受けた人別、医療費を支払った医療機関・薬局別に整理しておいてください。
- ⑥社会保険料（国民年金保険料）控除がある人は、日本年金機構から送付される社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（はがき）
- ⑦生命保険料控除、地震保険料（旧長期損害保険料）控除がある人は、支払った保険料の証明書
- ⑧寄附金控除を受ける人は、寄附金の明細書
- ⑨住宅ローン控除を受ける人は、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書。この控除を初めて受ける人は、このほかに登記簿謄本、住民票抄本、工事請負契約書の写し
- ⑩公共事業で土地や家屋の買収があった人は、買取り証明書
- ⑪山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書
- ⑫還付申告の場合には、還付金の払込先の口座番号がわかるもの（本人名義の口座に限ります）

◆給与、年金の源泉徴収票がなくなった人

確定申告には必ず添付しないといけませんので、紛失した人は事前に再発行の手続きをしてください。
なお、年金の源泉徴収票は受給している年金によって異なりますので、受給している年金をご確認のうえ、各年金支払先にお問い合わせください。（年金の源泉徴収票は年金支払先によって、送付時期が異なります）

確定申告・年金などについてのお問い合わせは、
役場 住民課（電話 72-0333）

確定申告・町県民税申告 日程

根雨・日野地区

期 日	地 区 名	時 間	場 所
2月16日(水)	板井原、根雨2区	午前8時45分～午前11時	山村開発センター
	門谷	午後1時～午後4時	
2月17日(木)	別所、貝原	午前8時45分～午前11時	
	津地	午後1時～午後4時	
2月18日(金)	下榎1区	午前8時45分～午前11時	
	野田	午後1時～午後4時	
2月20日(日)	全地区の補足日	午後1時～午後4時	
2月21日(月)	金持	午前8時45分～午前11時	
	根雨5区、小原	午後1時～午後4時	
2月22日(火)	秋縄	午前8時45分～午前11時	
	舟場	午後1時～午後4時	
2月23日(水)	根雨3区	午前8時45分～午前11時	
	下榎2区	午後1時～午後4時	
2月24日(木)	根雨1区	午前8時45分～午前11時	
	下本郷、三土	午後1時～午後4時	
2月25日(金)	高尾、後谷	午前8時45分～午前11時	
	根雨4区、榎市	午後1時～午後4時	
2月28日(月)	根雨6区	午前8時45分～午前11時	
	濁谷、三谷1区、三谷2区	午後1時～午後4時	
3月1日(火)	安原	午前8時45分～午前11時	
	上本郷	午後1時～午後4時	
3月2日(水)	根雨・日野地区の補足日	午前8時45分～午前11時	
		午後1時～午後4時	

※3月3日(木)は、会場・機器移動のため申告受付日から除きます。

黒坂・菅福地区・全地区補足

期 日	地 区 名	時 間	場 所
3月4日(金)	上上菅、井ノ原	午前8時45分～午前11時	町公民館
	諏訪、漆原、下福長	午後1時～午後4時	
3月6日(日)	全地区の補足日	午後1時～午後4時	
3月7日(月)	黒坂5区	午前8時45分～午前11時	
	黒坂6区、小河内、布瀬谷	午後1時～午後4時	
3月8日(火)	下黒坂、根妻	午前8時45分～午前11時	
	中菅、中菅中央、近江・畑	午後1時～午後4時	
3月9日(水)	黒坂2区	午前8時45分～午前11時	
	下上菅、中上菅	午後1時～午後4時	
3月10日(木)	黒坂3区	午前8時45分～午前11時	
	久住、黒坂7区	午後1時～午後4時	
3月11日(金)	黒坂1区	午前8時45分～午前11時	
	下菅、黒坂4区	午後1時～午後4時	
3月14日(月)	黒坂地区の補足日	午前8時45分～午前11時	
		午後1時～午後4時	
3月15日(火)	全地区の補足日	午前8時45分～午前11時	
		午後1時～午後4時	

◆申告相談のお知らせ

平成22年の収入が年金のみの人、農業等の収支内訳書の計算などの申告相談を下記日程で行いますので、相談を希望する人は、年金の源泉徴収票、印鑑などの関係書類を持参のうえ、お出かけください。

▶2月8日(火) 町公民館 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

▶2月10日(木) 山村開発センター 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

※平日に都合が悪い人は、2月20日(山村開発センター)、3月6日(町公民館)の日曜日を全地区の補足日としていますので、関係書類を持参のうえ、お出かけください。

◆税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告相談を、米子コンベンションセンター(ビッグシップ)で開きます。自分で申告書をつくるのが難しいときにご利用ください。

と き 2月9日(水)～3月15日(火)まで(土・日・祝日は除く)

ところ 米子市末広町294 米子コンベンションセンター(ビッグシップ)

問合せ 米子税務署(電話0859-32-4121)